

18歳から大人！

高校生・大学生とそのご家族の方必見！

消費者被害未然防止フォーラム

2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳でも消費者トラブルが増える恐れがあります。どんなトラブルが増えるのか、防ぐにはどうしたらいいのか、若者の消費者被害を学ぶフォーラムを開催します。



日時

2月11日(金) 10時30分~12時

参加費
無料

開催方法

Zoom ウェビナー ※通信料は自己負担

応募方法

二次元コード、または下記 URL よりお申し込みください。
<https://ssl.ucoop.coop/f/u-are/event19/>



応募締切

2月6日(日)

定員

300名 ※応募者多数の場合抽選

講演

「成年年齢引き下げで想定される
消費者被害とその対応方法について」



講師：芳野直子氏（弁護士）

プロフィール
横浜法律事務所パートナー弁護士。消費者問題を多く手がける。現在適格消費者団体「消費者支援かながわ」理事。他、神奈川県弁護士会会長、国民生活センター特別委員など歴任。



大人になると…

- ◆保護者の同意がなくても自分の意志だけで契約ができる！
- ◆ローンを組んだり、クレジットカードを作ることができる！
- ◆契約後に「未成年者取消権※」が使えなくなる！

※保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利

共催：神奈川県生活協同組合連合会

〈お問い合わせ先〉主催：生活協同組合ユーコープかながわ県本部
☎045-305-6116 10時~17時（土日祝日を除く）